

地域計画（変更案）に対する意見書の提出について

十日町市公告第6号で公告の地域計画（変更案）について、利害関係人は、縦覧期間満了の日（令和8年3月18日）までに、下記により市に意見書を提出することができます。

なお、利害関係人とは、各地域の農用地等の出し手や受け手、地域の農用地等を借り受ける意向のある者、協議の場に参加した者に限ります。

記

1 意見書の提出先及び問い合わせ先

十日町市千歳町3丁目3番地

十日町市役所本庁舎2階 産業観光部 農林課

電話 025-757-3120（問い合わせ用。電話による提出はできません。）

ファックス 025-752-4635

E-mail t-norin@city.tokamachi.lg.jp

2 意見書の提出にあたっての注意事項

(1) 提出方法

前記1の窓口への持参または郵便、ファックスのいずれかの方法によることとし、電話での意見は受け付けません。

(2) 意見書の表記

意見書は日本語の表記に限ります。

(3) 住所等の表記

個人が意見書を提出するときは住所、氏名、連絡先を、法人が意見書を提出するときは法人名、代表者名、事業所の所在地、連絡先を記載してください。

なお、意見書には、「地域計画（変更案）の地域名」を明記してください。

(4) 意見書の公表

提出された意見書は、公表する場合があります。ただし、特定の個人が識別しうる個人情報、財産権等を害するおそれがある等のときは、公表の際に当該箇所を非公開にすることがあります。

(5) 意見書の取扱い

提出された意見書に対する個別の回答は行いませんが、農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知）第12の6の規定により、提出された意見書の要旨、提出数及びその処理結果を公表します。

(6) その他

十日町市地域計画（変更案）以外に対して意見書の提出はできません。